

# 本市の条例に基づく所得激減減免について

## ◆減免制度の概要

この制度は、被保険者（国保加入者）の所得が、失業（定年退職・自己都合退職を除く）、休業、廃業、疾病、負傷等により激減した場合に、就業の意思があるにもかかわらず、就業の見込みがなく生活に困窮している場合で、被保険者で構成する同一の世帯の当該年の合計所得金額の合算額が下記の一定の条件を満たす場合に、保険税の減免を行うものです。

※擬制世帯主は、国保の被保険者でないため減免の対象にはなりません。

## ◆対象

- ①国保加入者で構成する同一世帯の前年の合計所得金額の合算額が600万円以下の世帯（擬制世帯主の所得は除く）
- ②当該年（1～12月）の所得見積額（擬制世帯主の所得は除く）が、前年（1～12月）の所得額に対して7割以下に減少することが見込まれる場合。



○所得見積額の算定は、国保税の計算基礎となる給与所得や営業所得等の所得金額に、所得が激減した本人に係る、失業給付金（求職者給付）、傷病手当金、退職金、労災保険給付金（休業補償給付・休業給付）、公的扶助、私的扶助（親族・知人からの仕送り）、その他生活資金と見込まれるものを給与等の収入、遺族年金及び障害年金を年金収入とみなし、譲渡所得がある場合は、譲渡所得も含めて行います。

※預貯金、有価証券、福祉事務所所管の児童扶養手当等、交通費、通所手当、高額療養費、出産一時金及び未払給与は、見積額に含めません。

○『保険税の特例措置』の対象世帯の場合、当該年（1～12月）の所得見積額が、特例措置適用後の所得額（給与所得について前年所得の3/10で計算）より下回るときは、所得激減減免（上乘せ減免）の対象となります。

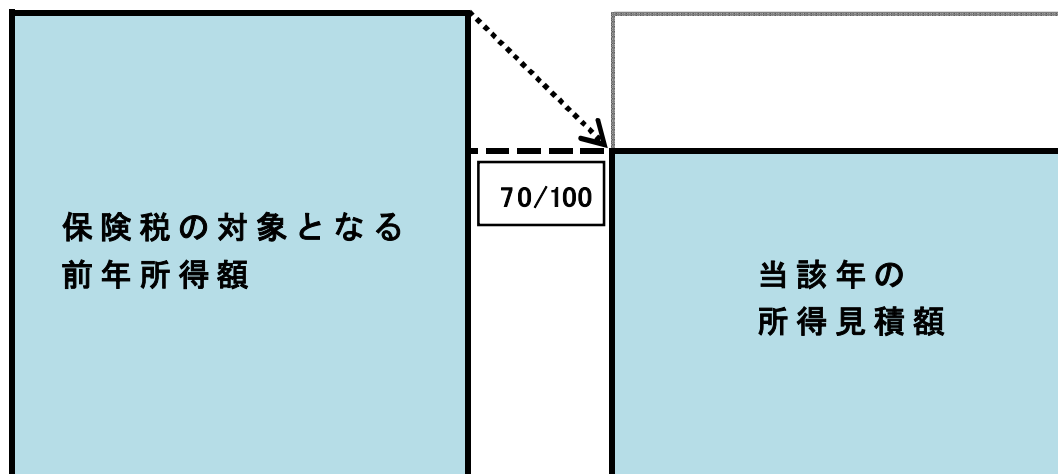
## ◆減免額

前年所得に基づく当初課税額と、当該年の所得見積額により算定した課税額との差額を減免します。

保険税の特例措置対象者については、特例措置適用後の所得額と、当該年の所得見積額により算定した課税額との差額を減免します。

## ◆「条例減免」のイメージ図

### 【減免対象】



## ◆減免申請時に必要なもの

- ①減免申請（別記様式 規則第4条関係）
- ②生活状況申告書（様式第2 事務取扱要領第4条関係）
- ③所得減少の理由が確認できる書類（いずれも自己都合を除く）

所得減少の理由	減免事由が確認できる書面
定年退職を除く失業（倒産、解雇）	雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、解雇通知又は失業していることを証する書類 *退職事由に係るモデル退職証明書参照
事業の休業	休業していることを証する休業証明書等
事業の廃業	税務署に提出した廃業届の写し等
事業の経営不振(事業の休廃業ではないが事業収入の減少)	経営の収支状況が確認できる書類（前年実績及び当該年の見積分）
疾病、負傷による離職・休職	離職の場合：疾病・負傷により離職したことを証する書類（雇用保険受給資格者証、退職証明等）、医師の診断書（雇用保険の受給期間延長通知書、傷病手当申請書の写しでも可） 休職の場合：医師の診断書（雇用保険の受給期間延長通知書、傷病手当申請書の写しでも可） <b>* 診断書は就労制限や継続的労働が困難な旨が記載されていること</b> <b>* 改めて、病院へ診断書を依頼される場合には、診断書作成費用がかかりますので、事前にその他の必要書類を揃えたうえで、本庁又は谷山支所で減免の相談をさせていただきます。</b>
妊娠、出産等による離職・休職	その旨が記載された退職証明（または休職していることが分かる書類）、雇用保険の受給期間延長通知書、母子手帳など <b>* 離職の日から引続き30日以上就業できない旨の確認</b>
介護（看護）による離職・休職	その旨が記載された退職証明（または休職していることが分かる書類）、対象者が日常的に介護（看護）を要する旨記載された診断書など（要介護者が入院中・施設入所中の場合は対象となりません。） <b>* 離職の日から引続き30日以上就業できない旨の確認</b>
離職までは至らないが、会社都合による雇用調整のため所得が激減した場合	雇用調整前後の給与明細等及び会社都合による雇用調整（就労制限）が分かる書類（雇用契約書等）

## ④所得見積額が確認できるもの

当該年中の 収入見積額	給与	給与支払額がわかるもの（給与明細、源泉徴収票など）
	事業所得	収入・必要経費見積額のわかるもの（収支内訳書）
	失業給付金（求職者給付）	雇用保険受給資格者証、又は支払い額がわかる通帳など
	傷病手当金	傷病手当金の支払通知書、又は支払い額がわかる通帳など
	退職金	離職時に支払われた額のわかるもの
	労災保険給付金（休業補償給付・休業給付）	労災保険給付金の支払通知書、又は支払額が分かる通帳など
	公的扶助・私的扶助	受け取り額がわかる通帳など

## ◆申請はお早めに

減免に該当する場合は、上記必要書類を揃えたうえで早めに申請されてください。

※減免可能な額は納期未到来分に限ります。（納期限までの申請が必要となります。）

## ◆減免の適用後に次の事由に該当するときは、決定した減免額の変更や減免取消を行います。

①加入者が別の健康保険を取得したとき（手続き時点の納付済額や加入月数により税額及び減免額を再計算します。）

※新しい保険証の交付後は早めに国保の脱退手続きを行ってください。

②就職や資力の回復により当該年（1～12月）の所得見積額が変更になるとき。

③加入者の追加や一部脱退により、加入者数や当該年（1～12月）の所得見積額が変更になるとき。

※所得見積額に変更がある場合は見積所得変更届の提出が必要です。

※減免を適用した年度の翌年度の課税所得が、減免を適用した年度の課税所得を上回った場合には、減免の取消しを行うことがあります。